

釧路市ホームページ広告事業募集要項

1. ホームページの概要

- (1) ホームページの名称

釧路市ホームページトップページ

- (2) ホームページアドレス

<https://www.city.kushiro.lg.jp/>

2. 募集の内容

- (1) 広告掲載期間

1 か月単位で、掲載開始日は月の初日（1 月掲載分は 4 日。1 月 4 日及び月の初日が土・日・祝日の場合はその翌平日）、掲載終了日は月の末日（12 月掲載分は 1 月 3 日。1 月 3 日及び月の末日が金・土・祝前日の場合はその翌平日）。

複数期間の申し込みが可能で、1 回の申し込みで最大連続 12 か月まで掲載可能。

◎広告の掲載開始は、原則として掲載開始日の午前 10 時までに掲載します。

◎広告の掲載終了は、原則として掲載終了日の翌日午前 10 時までに掲載を終了します。ただし、1 月 3 日及び月の末日が金・土・祝前日の場合は、掲載終了日の午前 10 時までに掲載を終了します。

◎掲載期間の特例として、連続する複数期間を申し込まれた場合は、掲載開始月の開始日から掲載終了月の終了日まで継続して掲載します。

- (2) 募集枠数

各期間＝12 枠（先着順）

- (3) 応募受け付け

随時受け付けを行います。（土・日・祝日を除く）

- (4) 広告掲載場所

釧路市ホームページトップページのページ下部に掲載します

（別添テンプレート参照）。

※12 枠中掲載する位置は、申し込み受け付け時の先着順により、下表のとおりとします。

①	②	③	④
⑤	⑥	⑦	⑧
⑨	⑩	⑪	⑫

(5) 広告掲載料

1 枠＝1 か月 20,950 円（税込み）

(6) 広告の規格

大きさ 縦 60 ピクセル×横 200 ピクセル

形式 G I F（アニメーションは不可）、J P E G、P N G

データ容量 10KB 以下

(7) 広告原稿の納入方法

広告画像データを E メールに添付して納入してください。

(8) 広告掲載条件

釧路市広告事業実施要綱、広告掲載等基準、釧路市ホームページ広告取扱要領及び本募集要項に記載された内容を確認し、これを遵守してください。

3. 申込手順等

(1) 「釧路市ホームページ広告掲載申込書（様式第 1 号）」（以下「申込書」という。）をダウンロードし、必要事項を記入してください。

(2) 下記のいずれかの方法で、釧路市市民協働推進課まで申込書をお送りください。

ア. E メール shi-shiminkyoudou@city.kushiro.lg.jp

イ. ファクス 0154-23-5220

ウ. 郵送 〒085-8505

釧路市黒金町 7 丁目 5 番地

釧路市総合政策部市民協働推進課市民協働係あて

(3) 申し込み受け付けは、先着順とします。

(4) 申し込みの内容が釧路市広告事業実施要綱、広告掲載等基準及び釧路市ホームページ広告取扱要領に適合するか審査します。

(5) 審査の結果、適合となる広告の中から、申し込み受け付け時の先着順で、掲載する広告を決定します。

(6) 広告の掲載が決定しましたら、「釧路市ホームページ広告掲載決定通知書（様式第 2 号）」（以下「決定通知書」という。）をお送りします。

(7) 決定通知書で指定する広告掲載料納入期限（広告掲載開始日のおおむね 10 日前）までに、釧路市からお送りする納入通知書により広告掲載料を納入してください。

(8) 決定通知書で指定する広告原稿提出期限（広告掲載開始日のおおむね 10 日前）までに、広告画像データと「広告掲載承諾書（様式第 4 号）」を提出してください。

4. 特記事項

- (1) 広告の掲載にあたっては、当該広告が民間事業者の広告であることを明確にするため、民間事業者等の広告欄であることを明示します。
また、必要に応じて広告の内容に関する責任の帰属に関すること、その他必要な事項を注記します。
- (2) 広告原稿の作成等に関する経費は、すべて広告主の負担によるものとします。
- (3) 必要に応じて、企業に関する資料の提出を求める場合があります。
- (4) 広告原稿は、審査の結果、広告内容等について修正をお願いする場合があります。
- (5) 広告内容又はリンク先を変更しようとする場合は、変更しようとする 20 日前までに、「釧路市ホームページ広告掲載内容等変更申込書（様式第 5 号）」に掲載しようとする広告案を添えて市民協働推進課に提出してください。
変更内容を審査した結果、掲載を承認した場合は、「釧路市ホームページ広告掲載内容等変更承認通知書（様式第 6 号）」をお送りします。
- (6) 広告主の事情により広告掲載を取り下げの場合は、「釧路市ホームページ広告掲載停止申込書（様式第 7 号）」を提出してください。
この場合、納入済みの広告掲載料は返還できません。
- (7) 広告掲載決定後に、以下の事項に該当する場合は、広告の掲載を取り消すことがあります。
 - ア. 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
 - イ. 指定する期日までに広告データの提出がないとき
 - ウ. 広告主、広告の内容またはリンク先ホームページの内容等が、釧路市広告事業実施要綱や各種法令などに違反している、あるいはその恐れがあるとき
 - エ. 広告の内容などを審査し、広告原稿などが適当でないと認め、広告原稿などの変更に応じないとき
 - オ. 広告主が市の信頼を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為を行ったとき
 - カ. 広告主が社会的信頼を著しく損なうような不祥事を起こしたとき
 - キ. 広告主の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき
 - ク. 市の業務上、やむを得ない事由が生じたとき
 - ケ. その他、市ホームページへ掲載する広告として適切でないと判断したとき
- (8) 広告掲載期間において、市の責めに帰する事由により広告が 3 日以上掲載されなかつ

たとき（機器の保守、天災その他特別な事情を除く）には、広告掲載料を日割りして、掲載されなかった日数に応じて返還します。

- (9) 以上のほか、本募集要項に記載されていない事項については、別途協議して決定することとします。

5. 広告原稿の納入先及び問合先

〒085-8505

釧路市黒金町7丁目5番地

釧路市総合政策部市民協働推進課市民協働係

電話：0154-31-4504 ファクス：0154-23-5220

Eメール：shi-shiminkyoudou@city.kushiro.lg.jp

※お問い合わせは、午前8時50分～午後5時20分をお願いします。

（土・日・祝日を除く）